

監査報告書

令和8年6月2日

公益財団法人アイヌ民族文化財団
理事長 常本照樹 様

公益財団法人アイヌ民族文化財団

監事 大橋貴洋

監事 近藤裕司

私たちは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 199 条において準用する同法 124 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における会計監査（令和 8 年 6 月 2 日）及び業務監査（令和 8 年 5 月 21 日）を行い、その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

会計監査について、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記）、附属明細書、財産目録並びに公益目的保有財産の明細について検討を行った。

業務監査について、理事会に出席し、業務執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、関係書類等を閲覧し、業務執行について検討を行った。

2 監査の結果

会計監査について、計算書類、附属明細書、財産目録並びに公益目的保有財産の明細は、法人の財産、正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

事業報告の内容は適正であると認める。

理事の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な過失はないと認める。